

阪大生の飲酒についての心得

絶対にやってはいけないこと

20歳未満の
飲酒

法律違反です

イッキ飲み

死に至る危険が
あります

飲酒の強要

飲まなければ
いけない状況は
作らない

飲酒運転

車・バイクに加え
自転車も×

20歳未満には、**ネックストラップ、
缶バッチ、シール等を着用**させ、
飲酒をしない・させないようにしてください。



イッキ飲み、飲酒の強要、飲酒運転をしない・させない
ことを参加者全員で確認してください。

20歳未満の者に飲酒をさせたり、飲酒の強要・事故があった場合は、刑事責任（懲役、禁固、罰金等）や民事責任（損害賠償）を負う可能性があります。

実際例：①過失致死罪で略式起訴され罰金の略式命令
②1,314万円余りの損害賠償命令

課外活動団体の処分

課外活動団体の会合において、20歳未満の飲酒や飲酒の強要等が判明した場合は、**廃部や公認取り消し等の処分**を行います。OB・OG、外部指導者（監督、コーチ等）による飲酒の強要等も処分事由に該当します。

酔いつぶれた人がいたら…

一人にはせず酔っていない人がそばにつく、横向きで自然に吐かせて窒息を防ぐ、おかしいと思ったらためらわずに救急車を呼ぶ。

命を救う行動を！

※緊急連絡先※

- ・ 平日の昼間（8:30～17:15）
吹田学生センター 06-6879-7120、豊中学生センター 06-6850-5022、箕面学生センター 072-730-5081
- ・ 平日の夜間（17:15～翌8:30）及び休日（土・日・祝日、夏季休業、年末年始）
本部棟警備員室（吹田） 06-6879-7018、全学教育推進機構警備員室（豊中） 06-6850-5615